**平成２３年（フ）第１５７２号**
東京都板橋区高島平９丁目14番14―402号
第三高桐マンション
破産者　岩本　敏明
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１５９９号**
さいたま市緑区大字三室1198番地５　信和荘102、旧住所さいたま市浦和区岸町３丁目３番２号　岸三大熊荘101
破産者　石田　　誠
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第７３９号**
神奈川県秦野市羽根42番地の６
破産者　永井　一弥
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第３１８号**
神奈川県厚木市妻田北３丁目22番15号　アドバンスヒル３－２－Ｂ、旧住所神奈川県厚木市妻田西３丁目24番29　403号
破産者　阿部　順子
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第９号**
三重県伊賀市長田2872番地の１
破産者　山下　光司
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

**平成２２年（フ）第１９９号**
滋賀県蒲生郡日野町大字中山945番地６
破産者　杉山　光一
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

**平成２２年（フ）第９８６５号**
三重県名張市梅が丘北５番町118番地、開始決定時の住所三重県名張市梅が丘北４番町54番地
破産者　緒方　妙子
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３７０８号**
大阪府枚方市船橋本町２丁目43番地
破産者　成駒屋こと　山本　光重
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３９８４号**
大阪市中央区高津１丁目10番10―409号、前住所大阪府吹田市千里山星が丘７番１―208号
破産者　峰本　昇二
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４１７１号**
大阪市淀川区新高１丁目12番２―909号、前住所大阪市淀川区新高１丁目13番24―704号
破産者　MHジュエリーこと　比田　昌人
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５００９号**
大阪府池田市槻木町２番７―１―1314号
破産者　青山　龍雄
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５３３９号**
大阪府枚方市交北３丁目１番10―410号
破産者　狩川　景治
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５４４６号**
大阪府摂津市鳥飼野々１丁目30番24号
破産者　松井　　貴
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６３１５号**
大阪市生野区勝山南３－７―37、開始決定時の住所大阪市天王寺区真法院町７番３号
破産者　林　　一雄
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６４５０号**
大阪市此花区高見１丁目５番46―1001号
破産者　関　　晃
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６５１５号**
大阪市東淀川区井高野２丁目８番21―103号
破産者　渡邉由紀子（旧姓阿形）
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６５３２号**
大阪市淀川区十三本町２丁目10番10号プレミアム十三102号室、開始決定時の住所大阪府豊中市三和町２丁目２番36―616号、住民票上の住所大阪市淀川区十三東３丁目16番16号
破産者　木多　順一
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５８号**
大阪府松原市天美北３丁目12番７号
破産者　山本　幸代
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第４１１号**
堺市南区三原台１丁３番２―101号
破産者　石井酒店こと　石井　良雄
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第６２号**
香川県三豊市山本町河内701番地
破産者　永田　浩基
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部